

全国日本語ディベート選手権規則

2009 年 8 月 29 日改正

2010 年 2 月 22 日改正

2012 年 9 月 6 日改正

第1章 大会運営についての規定

第1条 目的

本大会は、台湾の高等教育機関で日本語を学ぶ学生の日本語能力、論理的思考能力、批判的思考能力、傾聴能力、情報収集・分析・活用能力、及び口頭発表能力の向上に、ディベートを通して寄与することを目的とする。

第2条 論題

本大会の論題は政策論題とする。

第3条 試合のフォーマット

本大会の試合は、別表に定めるフォーマットにしたがって行うものとする。

第4条 各ステージの役割

- 1 立論では、各チームが、自分たちの立場を支持すべき理由を述べる。肯定側立論は、論題を実施するプランを提示し、そのプランからメリットが発生することを論証する。否定側立論は、現状維持の立場をとり、肯定側のプランからデメリットが発生することを論証する。

- 2 質疑では、相手チームの立論の内容について質問を行う。質疑での応答は、立論担当者が担当する。質疑での応答の内容は、立論の補足として扱われる。
- 3 反駁は、相手側の主張するメリット(あるいはデメリット)に対する反論、反論に対する再反論、争点のまとめ、議論の総括などを行う。

第5条 試合の進行

- 1 試合は、司会者の指示によって進行する。試合に出場するディベーターおよび聴衆は、司会者の指示に従わなくてはならない。
- 2 試合の各ステージは、各チームの担当ディベーターの持ち時間であり、その時間内での発言を保証される。持ち時間の途中でスピーチが終わった場合、ディベーターがスピーチを終了する旨を口頭で告げ、席に戻った場合に限り、司会は、次のステージに進めることができる。
- 3 各ステージの担当者は、定められた時間内でスピーチをしなければならない。定められた時間を超えてスピーチがなされた場合、その内容は無効となる。ただし、文の途中を読んでいる最中に制限時間が来た場合は、その文の終わりまで読み切ることができる。

第6条 各ステージの担当

- 1 本大会は、原則として4名のディベーターが立論・質疑・第1反駁・第2反駁の各ステージをそれぞれ担当するものとする。
- 2 本大会では、4名のディベーター以外に1名のアドバイザーの参加を認める。アドバイザーは、スピーチは担当せず、相手チームの発言を分析し、準備時間の話し合いに参加し、チームメイトに対して指示、助言を行う役割を務める。アドバイザー制度を利用するか否かは各校が判断し、決定する。
- 3 出場選手の委細については、別に定める細則 A「出場選手に関する細則」にしたがうものとする。

第 7 条 参加資格

本大会は、第 1 条に記した日本語能力の向上という目的に鑑み、日本語を母語とする者は、出場を認めない。

第 8 条 使用言語

本大会は日本語の使用を前提とする。原本の言語が日本語以外の資料を証拠資料として使用する際は、全文を日本語に訳すことを原則とする。細則 B「証拠資料に関する細則」の(2)に定める提出する証拠資料には、原文と訳文を両方併記する。

第2章 ディベーターの責任

第 9 条 コミュニケーションの責任を果たすこと

各ディベーターは、発言内容を審判および相手チームに口頭で伝える責任を負う。そのために、各ディベーターは、正しく明瞭な発音、適切な速度、そして十分な声量で、聞き取りやすくスピーチを行うことを心がけなければならない。どんなに内容が優れていても、発音、速度、声量等のいずれかが適切でなく、審判が聞き取れず内容を理解できなかった場合には、判定に考慮されない。

第 10 条 マナーに留意すること

相互の尊重と信頼を損なうような表現や態度はあってはならない。必要以上に攻撃的な表現や相手を侮辱するような表現、審判および聴衆に不快感を与えるような表現、相手チームとのコミュニケーションを拒絶するような表現を使用してはならない。

第 11 条 立証責任を果たすこと

ディベーターは、個々の主張を根拠づけて立証する責任を負う。一般に、立証する方法には、二つの方法がある。すなわち、統計データや専門家の見解等を証拠資料として用い、論証する方法と、証拠資料は使用せず、理由を論理的に述べることで裏付ける方法の二つである。

第 12 条 証拠資料はその条件を満たすこと

前条に述べたように、立証するために証拠資料を用いることができる。ただし、その使用にあたっては、別に定める細則 B「証拠資料に関する細則」にしたがわなくてはならない。

第 13 条 機器の使用と出場チーム外との連絡の禁止

- 1 本大会では、電話・パソコン等、通信機能のある機器、およびプロジェクターが必要な機器の使用を禁止する。
- 2 チームの出場者が、試合中に出場者以外の者と連絡をとったり、相談をしたりしてはならない。

第 14 条 反則行為と処分

- 1 反則行為があった場合、審判及び主催者は、協議の上、該当チームに対して、反則の程度に応じて、厳重注意・減点・敗戦・失格のいずれかの処分を行う。反則と認定する行為については、別に定める細則 C「反則に関する細則」にしたがうものとする。
- 2 試合に参加したディベーターおよびアドバイザー、または登録したチームのメンバーおよび指導教官は、試合中に相手チームに反則があったと判断した場合、試合終了直後に、司会者の許可を得た上で、審判に申し立てを行う事ができる。

第3章 各ステージに関するルール

第 15 条 プラン

- 1 本大会では、論題を実施するプランを提示する権利は、肯定側にのみ与えられる。否定側は、現状維持の立場をとるものとし、肯定側と異なる別のプラン(カウンタープラン)を出すことはできないものとする。仮に、否定側がカウンタープランを出した場合、そのプランは無効とみなされる。否定側がカウンタープランを出したことが確認された場合、審判は、その後の議論が無用に混乱することを避けるため、立論が終了した時点で試合を止め、そのプランがカウンタープランであり、無効であることを説明する。
- 2 肯定側は、立論で述べるプランを、立論で使用する証拠資料とともに、試合開始前に、審判と相手チームに提出しなければならない。(細則 B「証拠資料に関する細則」の 5 を参照)

第 16 条 質疑

質疑は、質疑担当者が相手チームの立論担当者に対して、一問一答形式で行う。質疑において時間をコントロールする主導権は、質疑担当者の側に与えられる。相手側の立論担当者は、その指示に従いながら質問に答えなければならない。

第 17 条 新しい議論

立論で言及していない主張や根拠を反駁のステージで新たに提出した場合、それらは「新しい議論」と呼ばれ、無効となり、判定の対象とならない。この措置は、すべての主張と根拠を立論において提示し、反駁の対象とし、かみ合った議論が十分に展開するようにし、公平な判定を可能にするためのものである。ただし、立論や反駁で出された相手の主張・根拠に対する反論・再反論については、この限りではない。

第 18 条 遅すぎる反論

相手チームの主張・根拠に対する反論は、相手チームに再反論の機会を十分に与えるため、可能な限り早いステージでなされなければならない。すなわち、肯定側立論に対する可能なすべての最初の反論は、否定側第 2 反駁ではなく、否定側第 1 反駁あるいは否定側立論においてなされなければならない。また、否定側立論及び否定側第 1 反駁に対する可能なすべての最初の反論は、肯定側第 2 反駁ではなく、肯定側第 1 反駁において行わなければならない。第 1 反駁において可能であったのに行わず、第 2 反駁になってからなされた反論は、「遅すぎる反論」と呼ばれ、無効となり、判定の対象とならない。これも、前条と同様、可能な反駁はできるだけ早く提示し、再反駁の機会を与え、かみ合った議論の十分な展開を可能にするための措置である。

第 19 条 不明瞭語彙の確認

相手チームが発話した重要語彙(または句、文節)が、発音不明瞭か、または議論の筋道から大きく離脱しているとの理由で理解できず、そのために後のステージに影響するかもしれないと判断した場合、ディベーターは準備時間中にその語彙の意味を審判に確認することができる。審判は試合の勝敗やポイントに影響しない程度に答えなければならない。

第4章 試合の判定

第 20 条 審判

試合の判定は審判が行う。審判は判定において、次のことをする。

- 1)勝敗の決定
- 2)コミュニケーション点の採点
- 3)試合の講評

判定は、別に定める細則D「判定に関する細則」にしたがって行うものとする。

なお、コミュニケーション点は、コミュニケーションの重要性を浸透させることをはじめ、最優秀ディベーターの選出や、勝ち点が同点であった場合の決勝トーナメント進出の判定の基準として用いることを目的として採点するものであり、個々の試合の勝敗の決定に直接に用いるものではない。